

給与支払報告 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず（一括徴収した場合においても）提出して下さい。
 ◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。 右の※印の欄には記入しないでください。

※CD			
※理日	現年度		
	新年度		
	両年度		
令和 年 月 日	特別徴収義務者指定番号		
中城村長殿	住所（居所）又は所在地	宛名番号（注1）	
	フリガナ	連絡者	
	名称		
個人番号又は法人番号	係		
	氏名		
	TEL () (内線)		
給与所得者（異動者）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収
フリガナ	年 月 日	1.退職 2.転勤 3.休職 4.長欠 5.死亡 6.会社解散 7.住所誤報	<input type="checkbox"/> A. 特別徴収継続 <input type="checkbox"/> B. 一括徴収 <input type="checkbox"/> C. 普通徴収
氏名			
受給者番号			
個人番号			
1月1日現在の住所			
現住所			
給与支払を受けなくなった後の住所			
(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	
円	円	円	

C 普通徴収
 ※未徴収額を本人が支払う
 ※中城村より退職者本人に通知しますので旧住所欄とあわせて現住所欄も必ず記入してください。

B 一括徴収
 ※未徴収額を特別徴収義務者が給与等から徴収する。

一括徴収した税額は 月分で納入する
 (月 日納入)

給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額 (ウ) と同額	異動者印
	円	

A 特別徴収継続（転勤・再就職）
 ※未徴収額を新特別徴収義務者が給与から徴収する。

特別徴収義務者指定番号

新特別徴収義務者	所在地	
	フリガナ	
	名称	
	個人番号又は法人番号	<input type="text"/>
連絡者	係	
	氏名	
	TEL () (内線)	

月割額 円を 月分から徴収し納入する。

下記の欄には、その年の1月1日から退職時までには支払の確定した給与の額等を記載してください。

1月1日以降退職時までの給与支払総額（賞与含む）	退職手当等の支払額（支払予定額）
円	円
社会保険料額	勤続年数
円	年 力月

場合の理由

- 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人から申出がないため。
- 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額（上記（ウ）の欄）を超える給与、又は退職手当の支払がないため。
- その他 理由 ()

- ご注意
- 「宛名番号」の欄には《特別徴収税額通知書》に記載された宛名番号を記入してください。
 - 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項を記入し、新勤務先へ回付願います。
 - 新勤務先では「A特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地（課税地）の市区町村に送付してください。
 - 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

異動届の書き方

《記入例》 転勤の場合 ～特別徴収継続～

年税額 54,700円

月割額		中城企画で徴収済 10月分まで 金額23,200円
6月分	5,200円	
7月分	4,500円	
8月分	4,500円	
9月分	4,500円	
10月分	4,500円	
11月分	4,500円	沖縄商事で 11月分から 徴収金額 31,500円
12月分	4,500円	
1月分	4,500円	
2月分	4,500円	
3月分	4,500円	
4月分	4,500円	
5月分	4,500円	

給与支払報告 (特別徴収) にかかる給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず（一括徴収した場合においても）提出して下さい。
◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。 右の※印の欄には記入しないでください。

令和元年11月5日		住所(居所)又は所在地	郵便番号	中城村当間〇〇番地		特別徴収義務者指定番号	4000××××	
フリガナ		フリガナ	フリガナ	カブシキガイシャ ナカグスクキカク		宛名番号(注1)	003	
中城村長殿		名称	名称	株式会社 中城企画		係	人事課	
個人番号又は法人番号		個人番号又は法人番号	個人番号又は法人番号	0987654321098		氏名	中城花子	
給与所得者(異動者)		(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	
フリガナ	ナカグスク ヨシコ	生年月日	昭和51年8月1日	令和元年度 6月分	10月分	11月分	1.退職 2.転勤 3.休職 4.長欠 5.死亡 6.会社解散 7.住所誤報	
氏名	中城 ヨシ子	昭	51年8月1日	54,700円	23,200円	31,500円	<input checked="" type="radio"/> A 特別徴収継続 <input type="radio"/> B 一括徴収 <input type="radio"/> C 普通徴収	
受給者番号		個人番号	123456789012	54,700円		10月分		Cを○で開んだ場合は、左下の「一括徴収しない理由欄」の該当する番号を○で開んでください。
1月1日現在の住所	中城村字当間××番地		54,700円		10月分			
現住所	給与支払を受けなくなった後の住所		54,700円		10月分			
	同 上		54,700円		10月分			

C 普通徴収
※未徴収額を本人が支払う
※中城村より退職者本人に通知しますので旧住所欄とあわせて現住所欄も必ず記入してください。

B 一括徴収
※未徴収額を特別徴収義務者が給与等から徴収する。
一括徴収した税額は 月分まで納入する
(月 日納入)
給与又は退職手当等の支払予定日 一括徴収予定額(ウ)と同額 異動者印

A 特別徴収継続 (転勤)・再就職
※未徴収額を新特別徴収義務者が給与から徴収する。
特別徴収義務者指定番号
所在地 フリガナ カブシキガイシャ オキナワシヨウジ
名称 株式会社 沖縄商事
個人番号又は法人番号
連絡者 係 総務部
氏名 沖繩一雄
TEL (098) 888-0000 (内線) 303
月割額 4,500円を 月分から徴収し納入する。

下記の欄には、その年の1月1日から退職時までで支払の確定した給与の額等を記載してください。

1月1日以降退職時までの給与支払総額(賞与含む)	退職手当等の支払額(支払予定額)
円	円
社会保険料額	勤続年数
円	年 月

場合の理由
1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人から申出がないため。
2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の欄)を超える給与、又は退職手当の支払がないため。
3. その他 理由 ()

ご注意
1. 「宛名番号」の欄には《特別徴収税額通知書》に記載された宛名番号を記入してください。
2. 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項を記入し、新勤務先へお送り願います。
3. 新勤務先では「A特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村に送付してください。
4. 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

異動届の書き方

《記入例》退職した場合 ～一括徴収へ切替～

年税額 54,700円

月割額		中城企画で徴収済 10月分まで 金額23,200円
6月分	5,200円	
7月分	4,500円	
8月分	4,500円	
9月分	4,500円	
10月分	4,500円	
11月分	4,500円	
12月分	4,500円	
1月分	4,500円	
2月分	4,500円	
3月分	4,500円	
4月分	4,500円	
5月分	4,500円	

一括徴収額 31,500円

※一括徴収する月分を含めた額

給与支払報告 (特別徴収) にかかる給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず（一括徴収した場合においても）提出して下さい。
◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。 右の※印の欄には記入しないでください。

令和元年11月5日		住所(居所)又は所在地	郵便番号	中城村当間〇〇番地		特別徴収義務者指定番号	4000××××	
フリガナ		フリガナ	901-2493	カブシキガイシャ ナカグスクキカク		宛名番号(注1)	003	
中城村長殿		フリガナ		株式会社 中城企画		連絡者	係 人事課	
		氏名		個人番号又は法人番号		氏名	中城花子	
		個人番号	0987654321098			TEL	(098)895-〇〇〇〇 (内線123)	
給与所得者(異動者)		フリガナ	ナカグスク ヨシコ	生年月日	昭和51年8月1日	異動年月日	令和元年10月30日	
氏名		中城 ヨシ子		特別徴収税額(年税額)	54,700円	異動事由	①退職	
受給者番号				徴収済税額	23,200円	異動後の未徴収税額の徴収	A. 特別徴収継続	
個人番号		123456789012		令和元年度	6月分から11月分まで		B. 一括徴収	
1月1日現在の住所		中城村字当間××番地		未徴収税額(ア)-(イ)	31,500円		C. 普通徴収	
現住所		同上		令和元年度	10月分まで5月分まで		Cを○で開んだ場合は、左下の「一括徴収しない理由欄」の該当する番号を○で開んでください。	

C 普通徴収
※未徴収額を本人が支払う
※中城村より退職者本人に通知しますので旧住所欄とあわせて現住所欄も必ず記入してください。

B 一括徴収
※未徴収額を特別徴収義務者が給与等から徴収する。
一括徴収した税額は 11月分 で納入する (12月10日納入)
給与又は退職手当等の支払予定月日 11月30日
一括徴収予定額(ウ)と同額 31,500円
異動者印 (中城)

A 特別徴収継続 (転勤・再就職)
※未徴収額を新特別徴収義務者が給与から徴収する。
特別徴収義務者指定番号
所在地
フリガナ
名称
個人番号又は法人番号
連絡者 係 氏名 TEL () (内線)
月割額 円を 月分 から徴収し納入する。

下記の欄には、その年の1月1日から退職時までには支払の確定した給与の額等を記載してください。

1月1日以降退職時までの給与支払総額(賞与含む)	退職手当等の支払額(支払予定額)
2,453,300円	円
社会保険料額	勤続年数
153,200円	年 月

場合の理由
1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人から申出がないため。
2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の欄)を超える給与、又は退職手当の支払がないため。
3. その他 理由 ()

- ご注意
- 「宛名番号」の欄には《特別徴収税額通知書》に記載された宛名番号を記入してください。
 - 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項を記入し、新勤務先へ回付願います。
 - 新勤務先では「A特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村に送付してください。
 - 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

異動届の書き方

《記入例》退職した場合 ～普通徴収へ切替～

年税額 54,700円

月割額		中城企画で徴収済 10月分まで金額23,200円 本人へ役場から納付通知書を送付 未徴収額31,500円
6月分	5,200円	
7月分	4,500円	
8月分	4,500円	
9月分	4,500円	
10月分	4,500円	
11月分	4,500円	
12月分	4,500円	
1月分	4,500円	
2月分	4,500円	
3月分	4,500円	
4月分	4,500円	
5月分	4,500円	

給与支払報告 (特別徴収) にかかる給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず（一括徴収した場合においても）提出して下さい。
 ◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。 右の※印の欄には記入しないでください。

令和元年11月5日		住所(居所)又は所在地	郵便番号	中城村当間〇〇番地		特別徴収義務者指定番号	4000××××	
フリガナ		フリガナ	フリガナ	カブシキガイシャ ナカグスクキカク		宛名番号(注1)	003	
中城村長殿		フリガナ	フリガナ	株式会社 中城企画		連絡者	係	人事課
氏名		氏名	氏名	中城 花子		氏名	中城 花子	
受給者番号		個人番号又は法人番号	個人番号又は法人番号	0987654321098		TEL	(098)895-〇〇〇〇 (内線123)	
給与所得者(異動者)		(ア)特別徴収税額(年税額)	(イ)徴収済税額	(ウ)未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動事由	異動後の未徴収税額の徴収	
フリガナ	ナカグスク ヨシコ	生年月日	令和元年度	6月分	令和元年	①退職	A. 特別徴収継続	
氏名	中城 ヨシ子	昭和51年8月1日	10月分	11月分	10月	2. 転勤	B. 一括徴収	
受給者番号	5516		54,700円	23,200円	30日	3. 休職	C. 普通徴収	
個人番号	123456789012			5月分		4. 長欠	Cを○で開いた場合は、左下の「一括徴収しない理由欄」の該当する番号を○で開んでください。	
1月1日現在の住所	中城村字当間××番地					5. 死亡		
現住所	給与支払を受けなくなった後の住所					6. 会社解散		
	同上					7. 住所誤報		

C 普通徴収
 ※未徴収額を本人が支払う
 ※中城村より退職者本人に通知しますので旧住所欄とあわせて現住所欄も必ず記入してください。

B 一括徴収
 ※未徴収額を特別徴収義務者が給与等から徴収する。
 一括徴収した税額は [] 月分で納入する ([] 月 日納入)
 給与又は退職手当等の支払予定日 一括徴収予定額(ウ)と同額 異動者印
 [] 円

A 特別徴収継続 (転勤・再就職)
 ※未徴収額を新特別徴収義務者が給与から徴収する。
 特別徴収義務者指定番号 []
 所在地 []
 フリガナ []
 名称 []
 個人番号又は法人番号 []
 連絡者 係 []
 氏名 []
 TEL ([]) (内線 [])
 月割額 [] 円を [] 月分から徴収し納入する。

下記の欄には、その年の1月1日から退職時までには支払の確定した給与の額等を記載してください。

1月1日以降退職時までの給与支払総額(賞与含む)	退職手当等の支払額(支払予定額)
2,453,300円	[] 円
社会保険料額	勤続年数
153,200円	[] 年 [] 月

場合の理由
 ① 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人から申出がないため。
 ② 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の欄)を超える給与、又は退職手当の支払がないため。
 ③ その他 理由 ([])

ご注意
 1. 「宛名番号」の欄には《特別徴収税額通知書》に記載された宛名番号を記入してください。
 2. 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項を記入し、新勤務先へ回付願います。
 3. 新勤務先では「A特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村に送付してください。
 4. 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。